

## 業務の運営に関する規程

### 第1 求 人

- 1 本所は、農業の職業及び製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、その他の輸送の職業、運搬の職業、包装の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業のうち農業に附帯する職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

- 1 本所は、農業の職業及び製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、その他の輸送の職業、運搬の職業、包装の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業のうち農業に附帯する職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖の行われている間は求職者に、紹介を致しません。

#### 第4 求人及び求職の有効期間

- 1 本所が取り扱う求人及び求職の有効期間は、原則、申込みを受けた日の翌々月の末日までとする。ただし、求人者又は求職者から申し出があった場合は、協議の上決定するものとする。

#### 第5 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、職業紹介責任者が迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の種類等は、農業の職業及び製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）、その他の輸送の職業、運搬の職業、包装の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業のうち農業に附帯する職業に関する職業です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所

の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

7 本規程は厚生労働大臣の許可を受けた日から施行するものとします。

令和6年6月27日

公益社団法人あおもり農業支援センター  
無料職業紹介所 所長 赤平 次郎